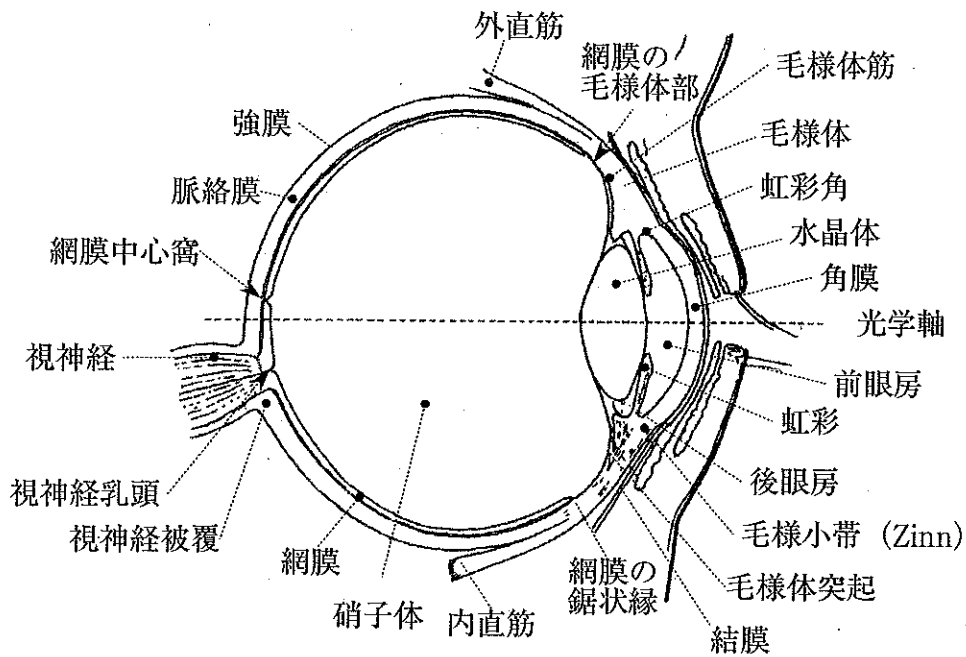


# 【第13章 付 録】

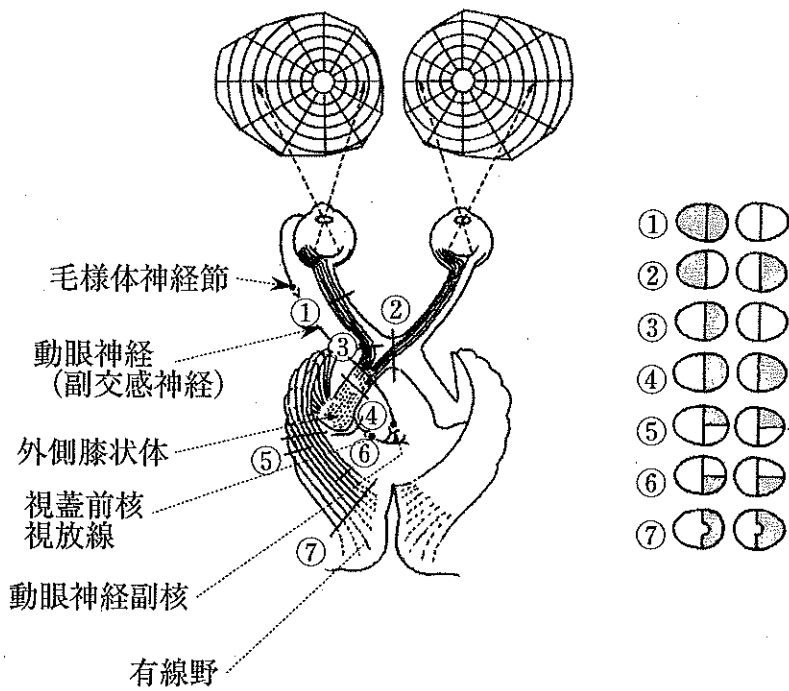


# I. 身体構造の生理・解剖図

## [目の構造]

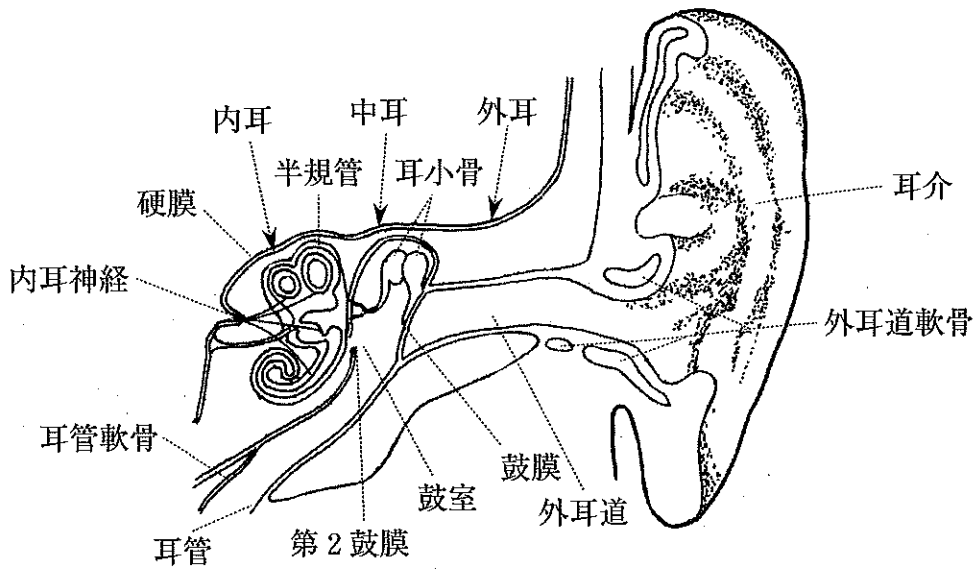


## 視野と視覚伝導路 (Holmans)

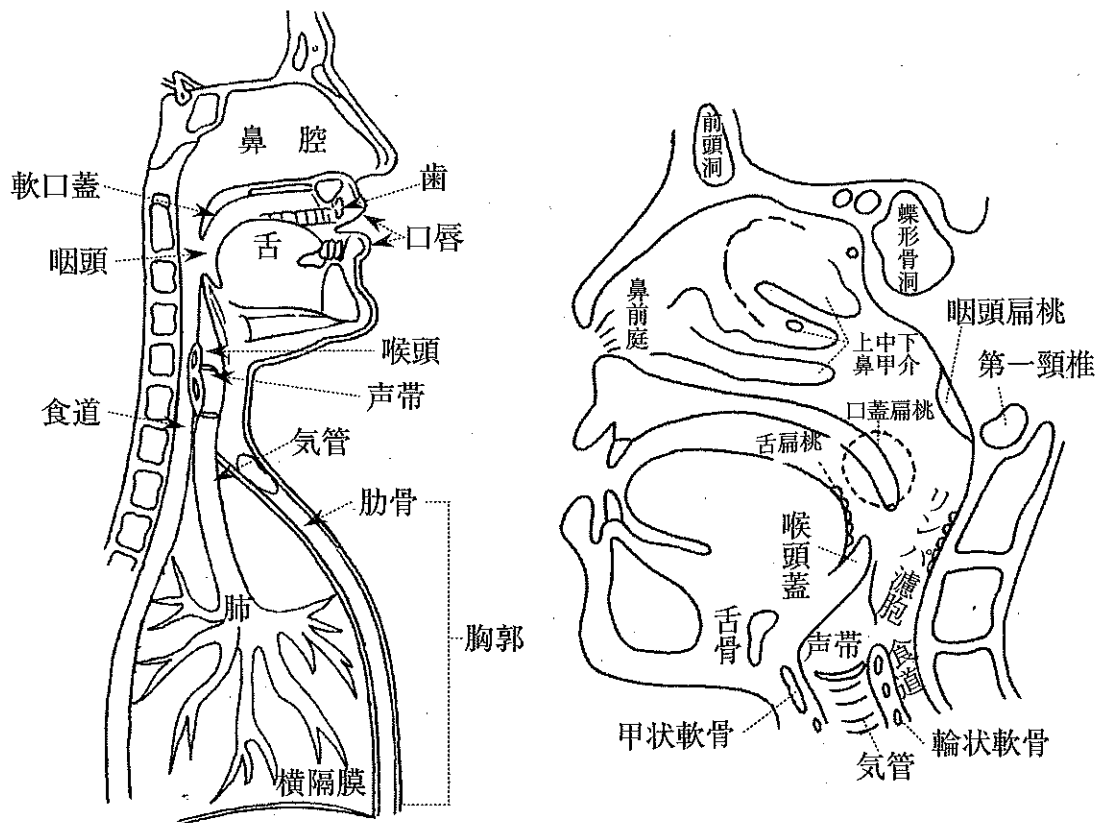


伝導路各部の傷害によっておこる半盲症 (網点の部分) を右側に示してある (①~⑦)

[耳の構造]

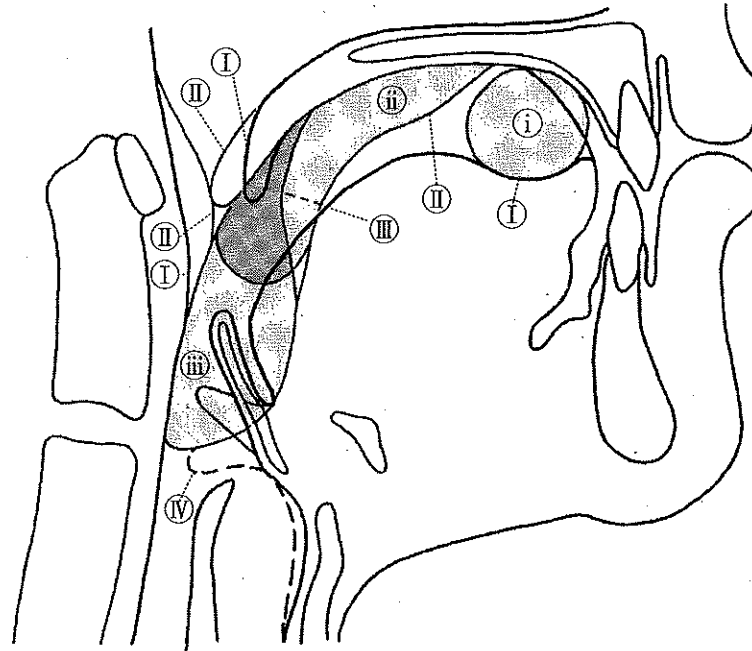


[口腔等の構造]

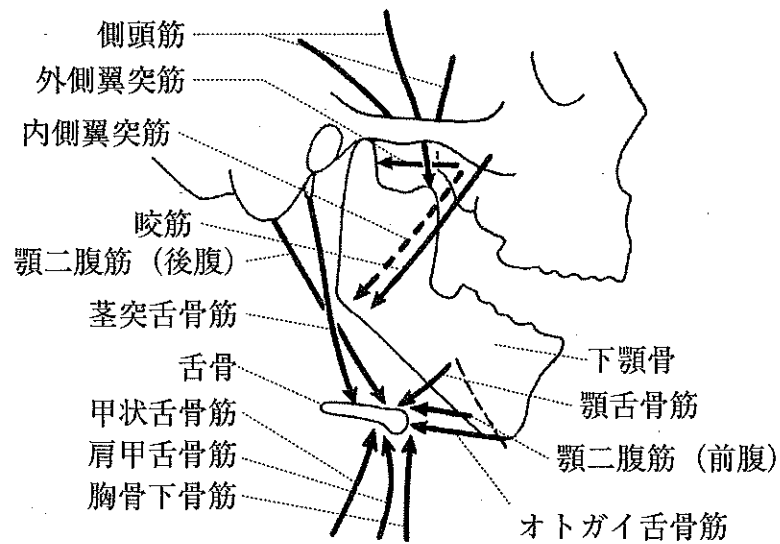


[嚥下]

嚥下運動

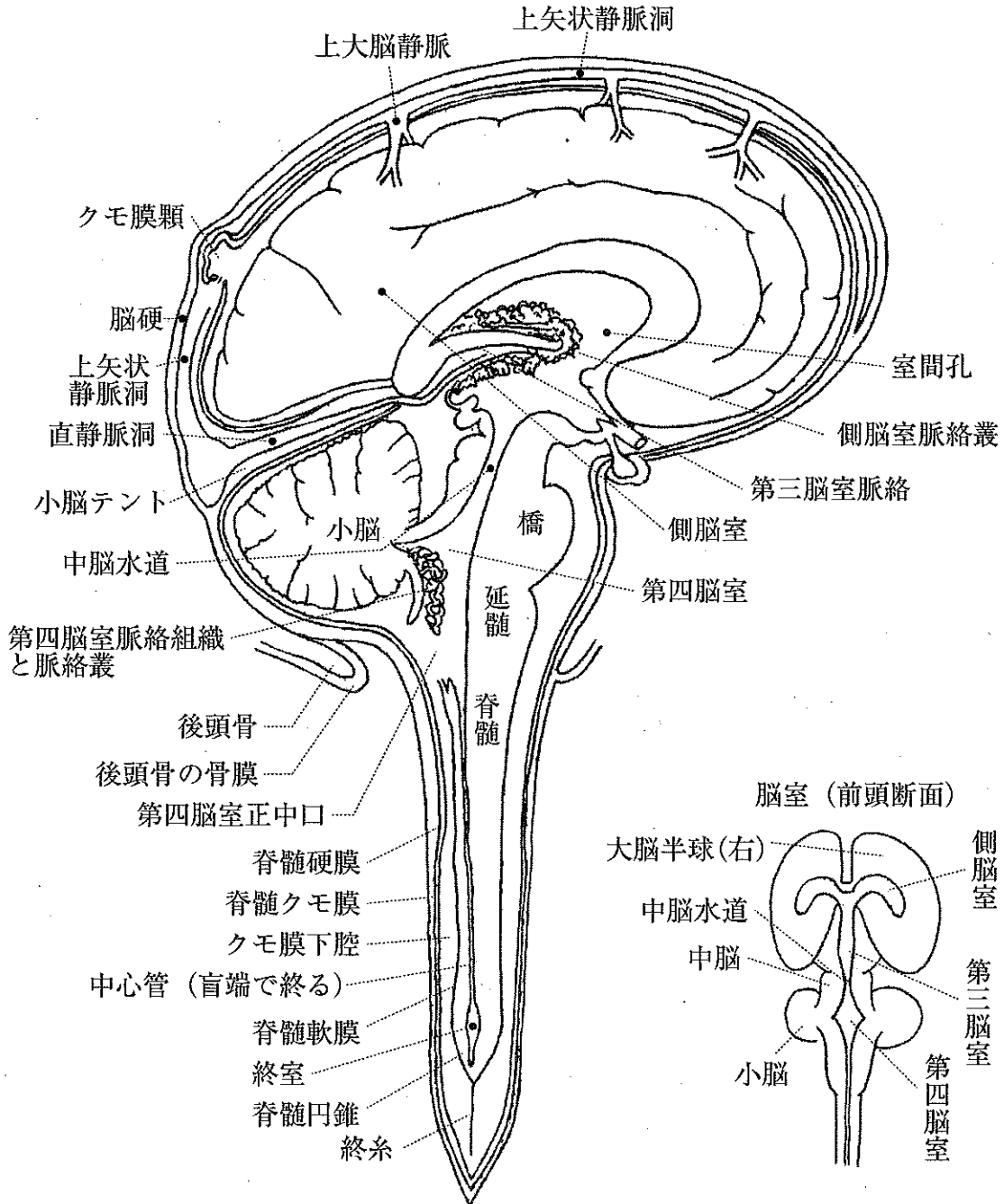


[咀嚼]



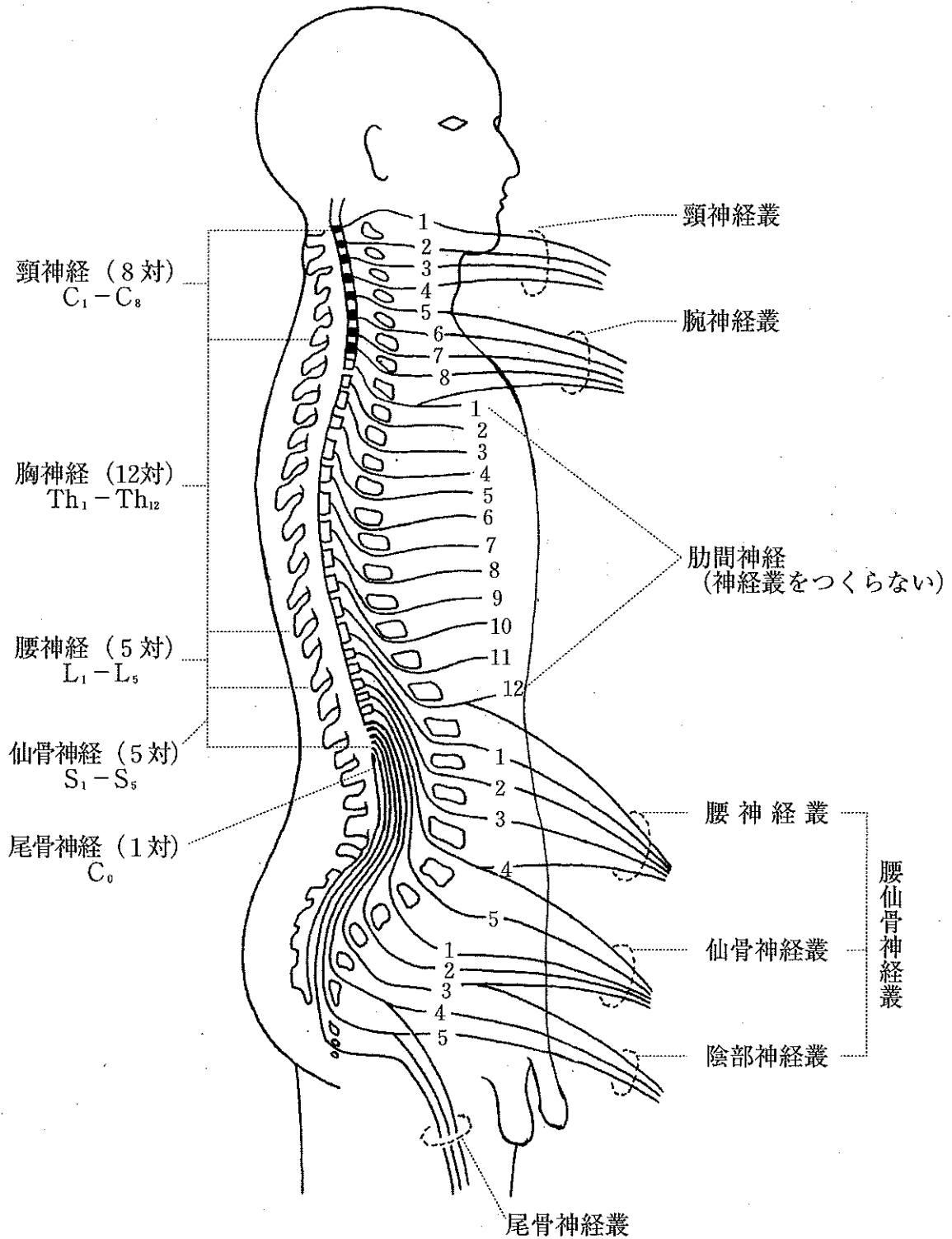
咀嚼筋と舌骨筋 (沢島)

[脳及び神経系①]



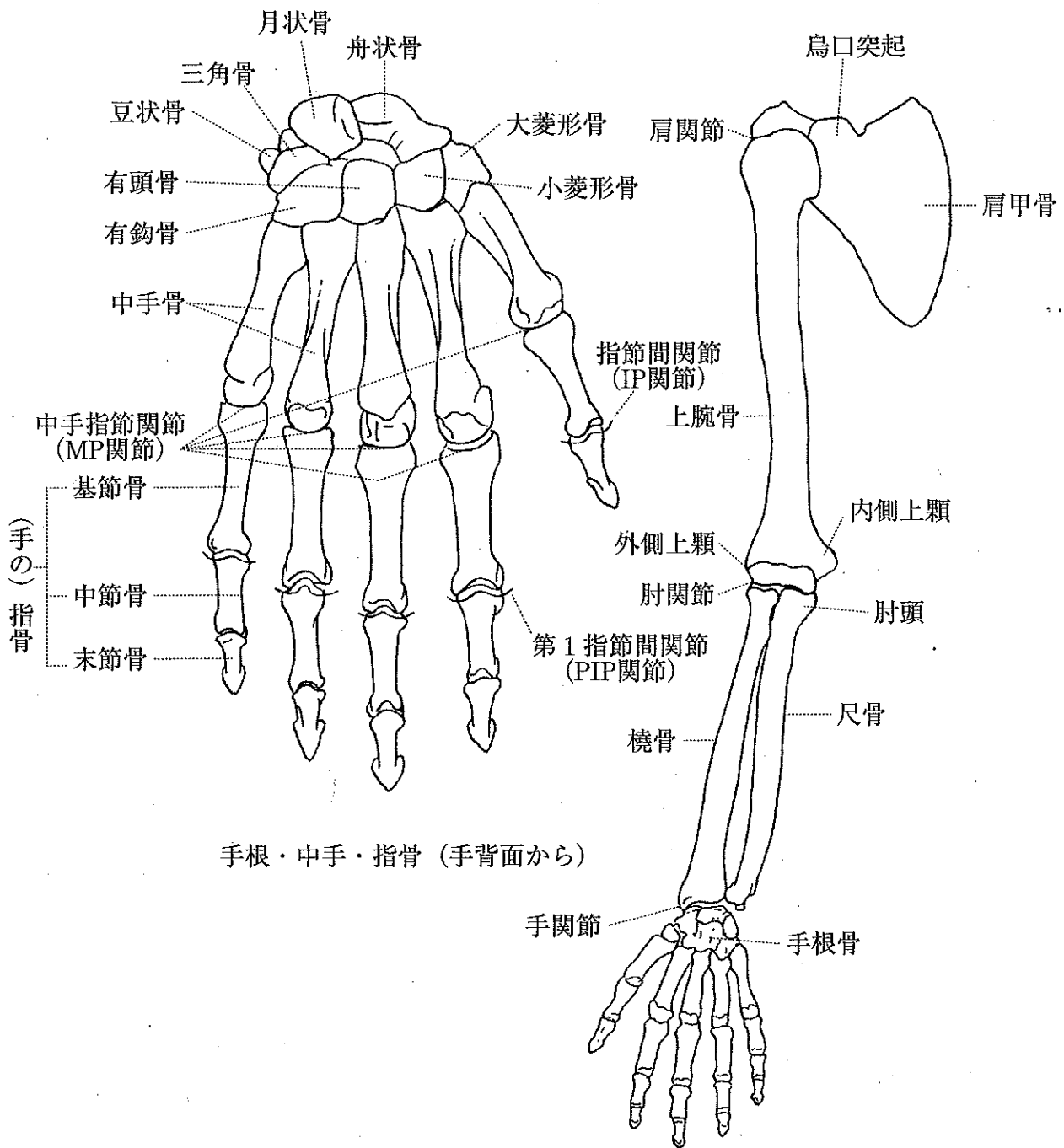
[脳及び神経系②]

脊髄神経の全景  
 (各脊髄分節およびその  
 神経根と各椎骨との位置  
 的關係を示す)



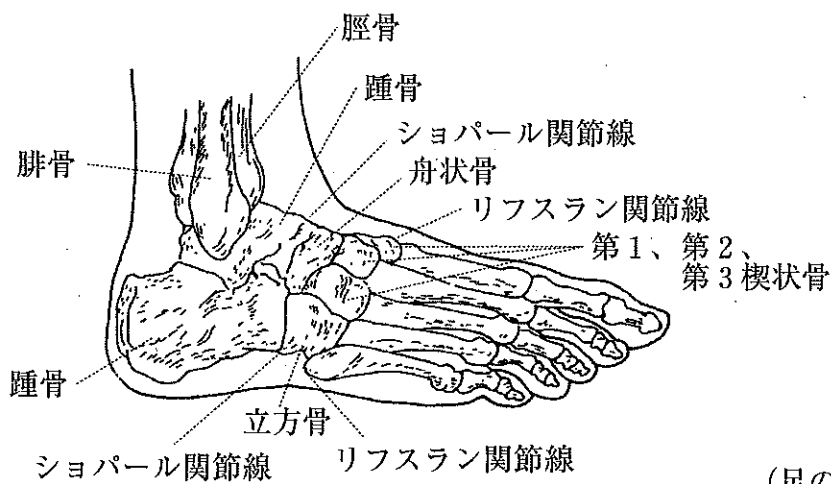
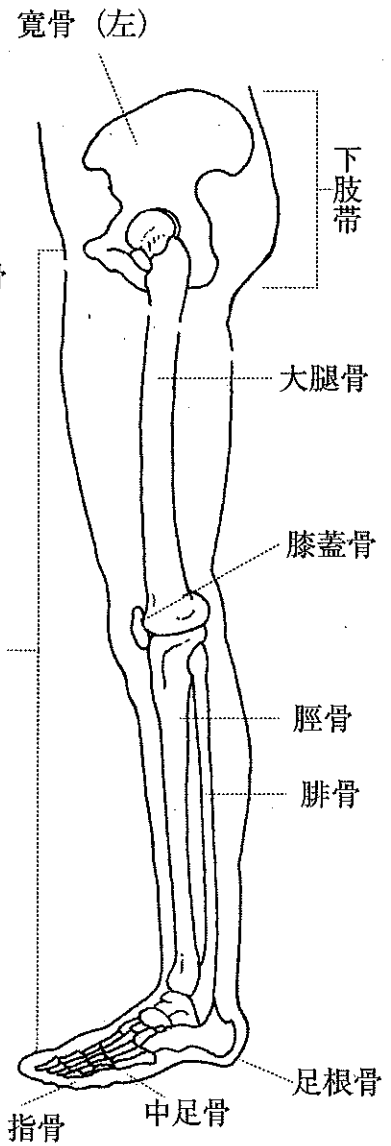
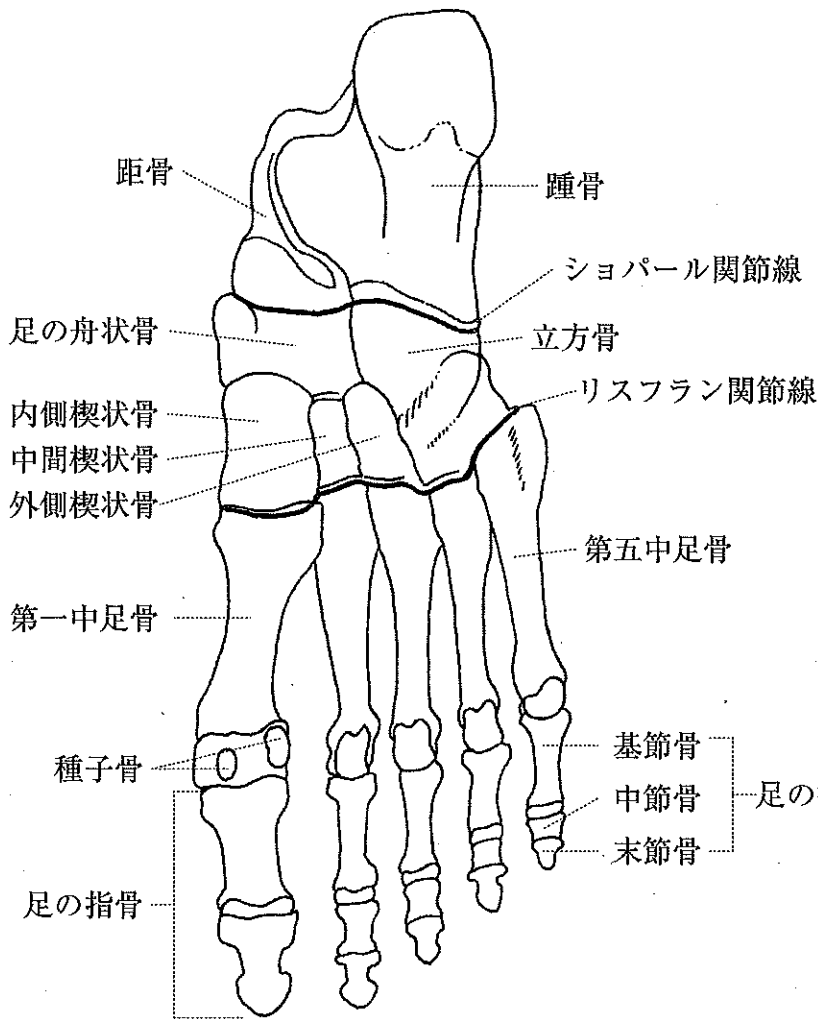
【上肢の骨格】

- ・「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節（IP関節）以上、その他の指については第1指節間関節（PIP関節）以上を欠くものである。
- ・「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については対抗運動障害をも含むものとする。

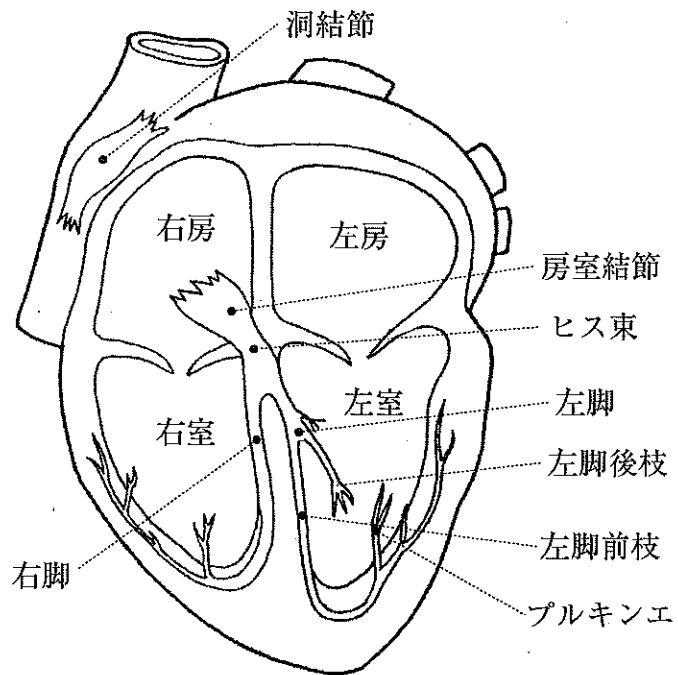
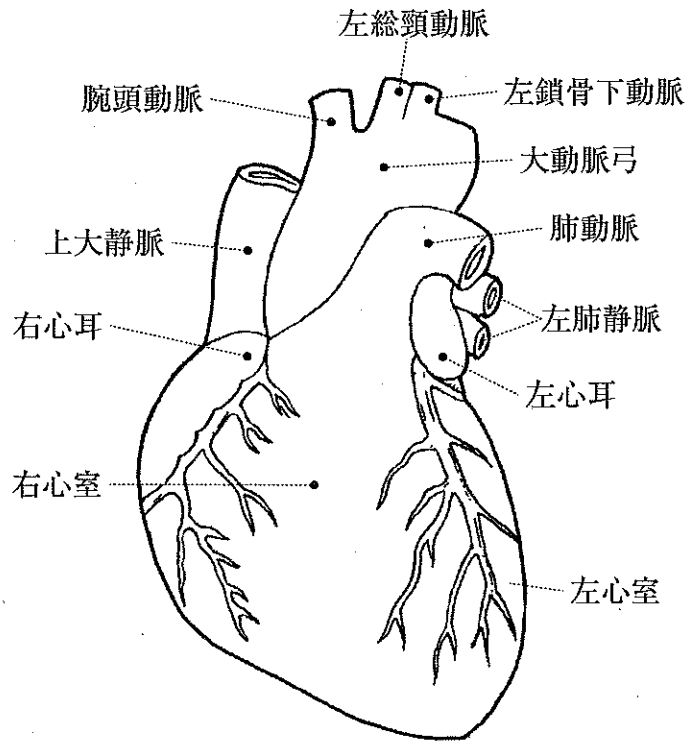




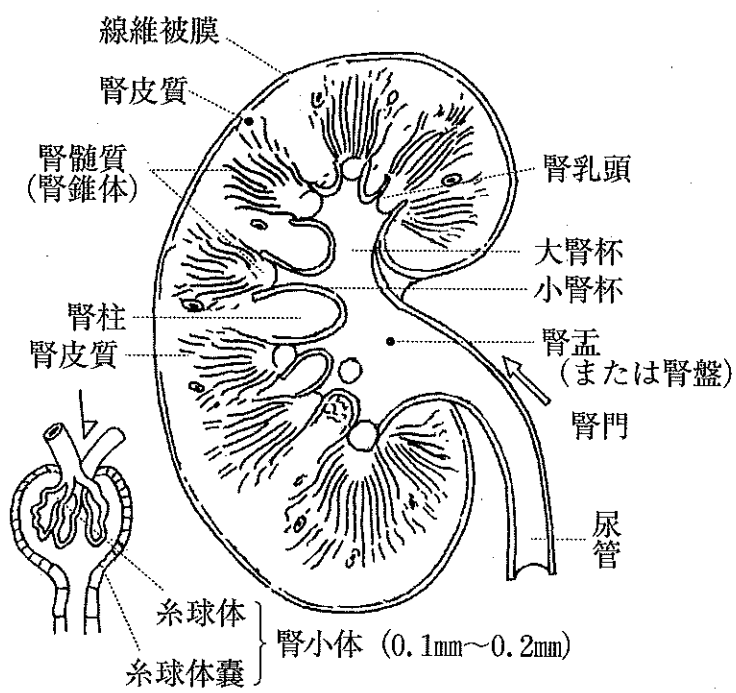
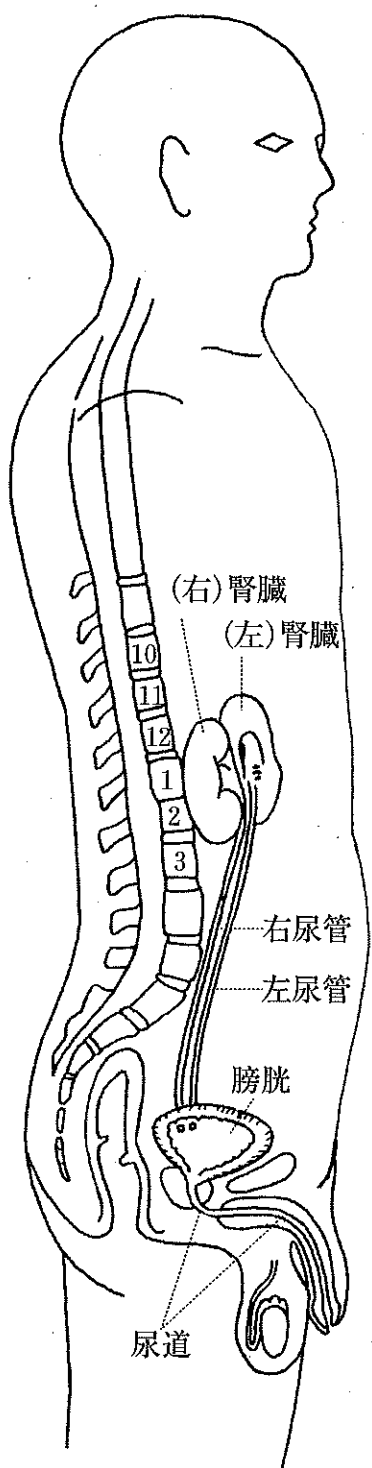
[下肢の骨格]



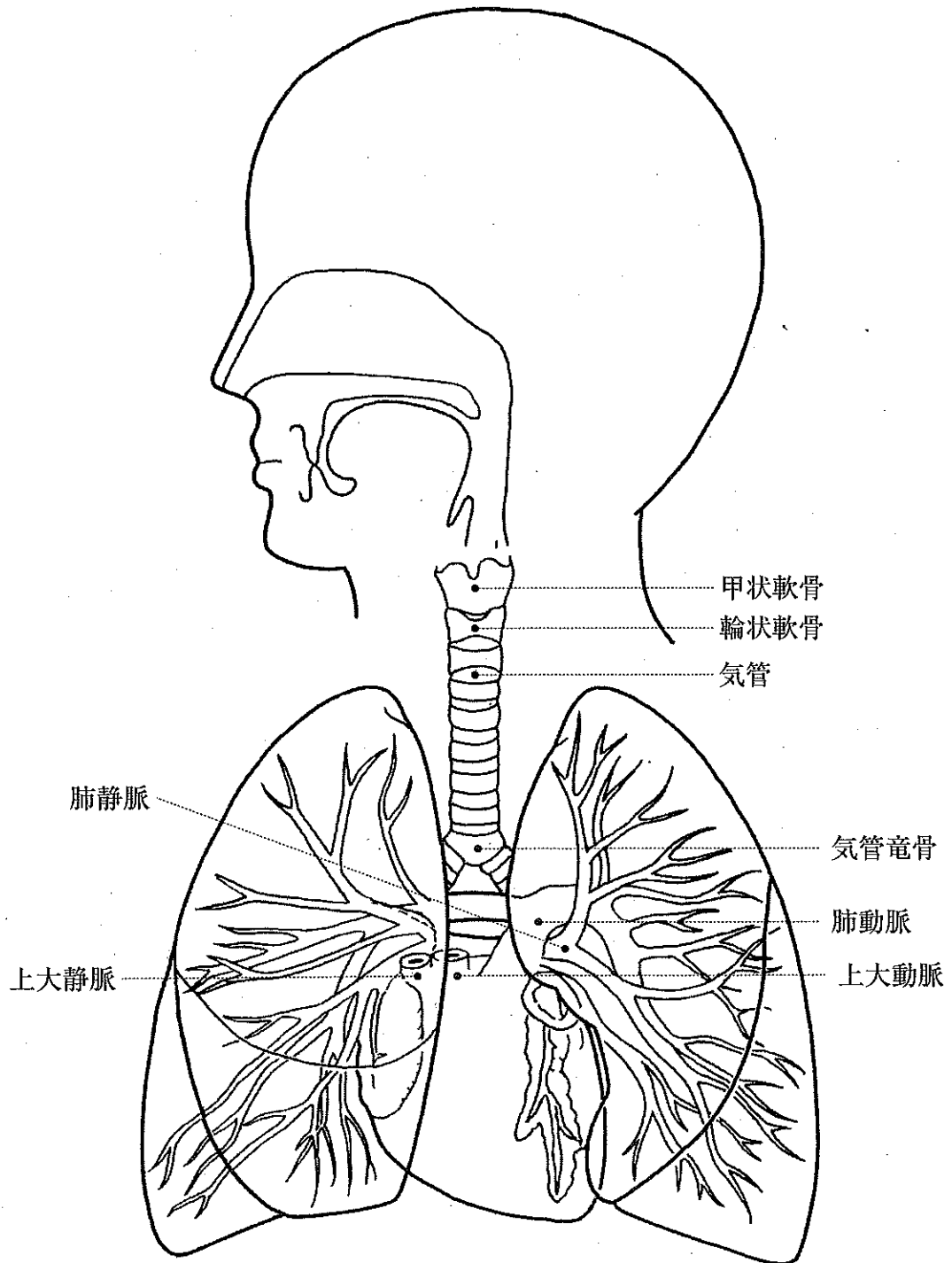
[心臓]



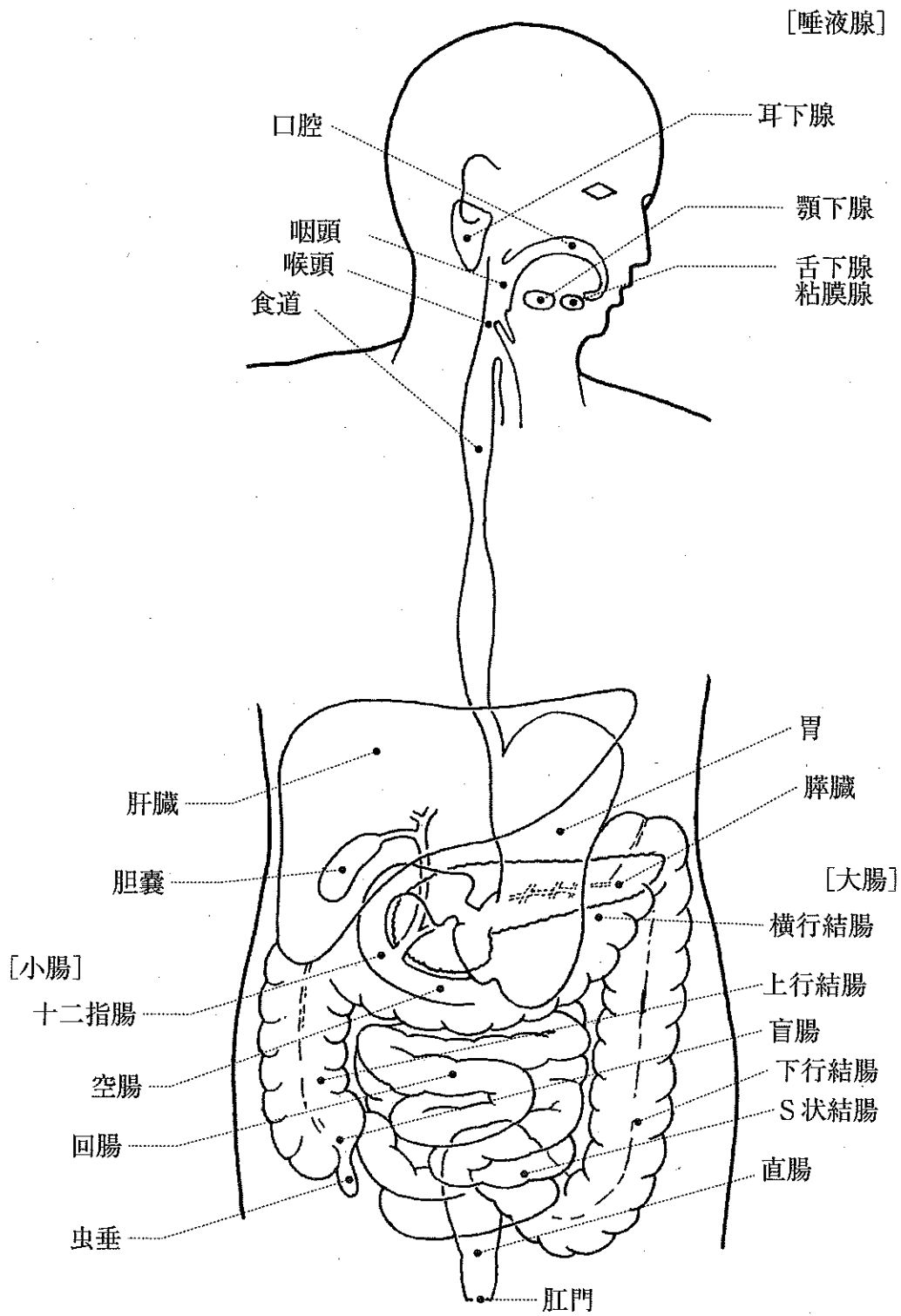
[腎臓・尿路]



[呼吸器]



[消化器]



## Ⅱ. 関節可動域表示ならびに測定法 (日本整形外科学会身体障害者委員会 日本リハビリテーション医学会評価基準委員会)

### (1) 基本的事項

#### ア ROM測定目的

- (ア) 測定することによって関節の動きを阻害している因子を発見する。
- (イ) 阻害の程度を判定する。
- (ウ) 治療法への示唆をあたえる。
- (エ) 治療、訓練の評価手段となる。

#### イ ROMの種類

- (ア) 自動active : ケースが自分の力で動かさうる関節可動域
- (イ) 他動passive : 外的な力で動かされる関節可動域 ( ) で表示。
- (ウ) 関節には他動のほか遊びreserveがあるが、これは原則としてとりあげない。

#### ウ 基本肢位

すべての関節について解剖学的肢位を $0^{\circ}$ とする。なお前腕については手掌面が矢状面にある状態を $0^{\circ}$ とし、肩関節の水平屈曲伸展計測の際は外転 $90^{\circ}$ 位を $0^{\circ}$ とする。

#### エ 角度計のあてかた、基本軸・移動軸

軸は臨床的に考慮したので、理論的でない部分もある。基本軸は原則として立位で設定した。

#### 注) (\*表示について)

1. 過伸展Hyperextensionという言葉は、一般に膝、肘、指に使用されているが基本肢位を $0^{\circ}$ としたので必ずしも必要がない。しかし肘と指は正常でもいわゆる過伸展をとりうるので習慣上伸展という言葉を使うことが多い。
2. 可動域表示をマイナスで表現することもできる。  
股関節伸展について例示すれば、関節可動域が屈曲位 $20^{\circ}$  から $70^{\circ}$  まであったとすると、この表現は次のとおりとなる。
  - (1) 股関節の運動範囲は $20^{\circ} \sim 70^{\circ}$
  - (2) 股関節の屈曲は $70^{\circ}$ まで、伸展は屈曲 $20^{\circ}$  ( $-20^{\circ}$ ) まで。
3. 正常可動範囲はあくまで参考角度とする。
4. 股関節にはこの他分廻し運動、あるいは屈曲位外内転 (Abduction or Adduction in Flexion) という表現をすることがある。circumductionという言葉があるが、ほとんど同義語という解釈もなりたつが、回旋要素の有無によって異なる意味もあるので

ここではふれないことにする。

5. 肩甲帯の運動は複合運動であるので計測法にとくに厳密な規定はもうけない。
6. 肩関節の運動の中心は解剖学的には肩峰ではないが計測上の容易さから肩峰を用いることにした。
7. 肩甲上腕関節を単独に計測するときは肩甲骨を固定する。
8. 対立運動の反対の運動と復位運動retropositionとする。
9. 母指尺側内転において、示指をこえて掌面で尺側に行く運動をtranspalmar abductionという。
10. 母指の最大橈側転位から1 - 2中手骨間の最大角度を保ちながら、CM関節で第1中手骨を手の尺側線に近づける運動を分廻し運動circumductionともいい、その角度は掌面と第1中手骨のなす角度とする。
11. 中指自体の掌面上の運動は橈側外転radial abduction、尺側外転ulnar abductionとする。
12. 足部は理論上長軸方向における回旋運動すなわち回外supinationと回内pronationと背底屈と外内転があるが、実際はこれらの運動は合成されて外がえしeverion（回内、外転、背屈）、内がえしinversion（回外、内転、底屈）の複合運動としかならず単独運動はおこらない（内外転のみわずかに単独運動がある）。従って足部の運動は外がえし、内がえし運動としてまとめた。いわゆる内反外反という言葉は変形をあらわす言葉として使用する（とくに用語委員会に付託）。内反運動、外反運動という言葉も不適當であり、ドイツ語ではeversionはAuswärtskantung, inversionはEinwärtskantungとして表現されている。

(測定について)

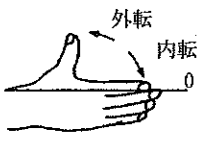


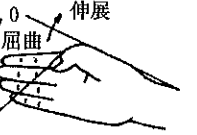

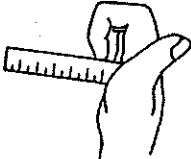
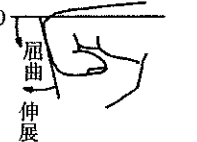


13. 測定しようとする関節は十分露出すること、とくに女性の場合、個室、更衣室の用意が必要である。
14. ケースに精神的にもおちつかせる。よく説明し、気楽な姿勢をとらせる。
15. 基本軸の固定が大切である。固定する場所は関節の近位あるいは遠位端であって関節そのものではない。
16. 角度計の軸は関節の軸とよく一致させる。軸の平行移動はさしつかえない。
17. 角度計は2回あてること、動かす前と後に測定する。
18. 2関節（多関節筋）のある関節ではその影響を十分配慮すること。
19. 関節痛のあるさいはどの範囲で痛みがあるかを発見し記載すること、検査は注意深くゆっくり行う。

# 上 肢 計 測


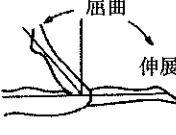
関節名 (部位名)	運動方向	正常可動範囲	角度計のあて方			注 意	備 考
			基 本 軸	移 動 軸	軸 心		
肩甲帯 shoulder girdle *注1	屈曲 flexion	0~20	肩峰を通る前額面の投影線	頭頂と肩峰を結んだ線	頭頂		 屈曲 伸展
	伸展 extension	0~20	〃	〃	〃		
	挙上 elevation	0~20	肩峰を結ぶ水平線	肩峰と胸骨上縁を結んだ線	胸骨上縁		 挙上 引下げ
	引下げ depression	0~10	〃	〃	〃		
肩 shoulder (肩甲骨の動きも含む) *注3	屈曲 (前方挙上) flexion	0~180	肩峰を通る垂直線(起立又は坐位)	上腕骨	肩峰 *注2	体幹が動かないように固定する脊柱が前後屈しないように	 屈曲 0 伸展
	伸展 (後方挙上) extension	0~50	〃	〃	〃		
	外転 (側方挙上) abduction	0~180	〃	〃	〃	角度計は前後どちらにあててもよい。体の側軌が起こらぬように90°以上になったら前腕を回外することを原則とする。内転の計測は20°又は45°屈曲位ではかる方法もある	 90 外転 0 内転
	内転 adduction	0	〃	〃	〃		
	外旋 external rotation	0~90	床に垂直(右図)	尺骨	肘頭	上腕を体幹に接し、肘関節を前方に90°屈曲した位置を原点とする- 1. 肘関節を90°外転した位置ではかることもある-2.	1.  外旋 内旋 2.  外旋 内旋
	内旋 internal rotation	0~90	床に垂直(右図)	尺骨	肘頭		
	水平屈曲 horizontal adduction (flexion)	0~135	肩峰を通る前額面の投影線	外転90°より水平面を移動した上腕骨長軸	肩峰	手掌は原則として下むき	 水平伸展 0 水平屈曲
水平伸展 horizontal abduction (extension)	0~30	〃	〃	〃			
肘 elbow *注4	屈曲 flexion	0~145	上腕骨	橈骨	肘関節	角度計は外側にあてる	 屈曲 伸展
	伸展 extension	0~5	〃	〃	〃		
前腕 forearm	回内 pronation	0~90	床に垂直(右図)	伸展した母指を含む手掌面	第3指先	肩の回旋が入らないように肘を90°に屈曲する0°の位置は前腕の中間位回外は手掌が天井をむいた状態 回内は手掌が床面をむいた状態	 回外 回内
	回外 supination	0~90	〃	〃	〃		
手 wrist	背屈 (dorsiflexion)	0~70	橈骨	第2中手骨	手関節	前腕は中間位、角度計は橈側にあてる	 背屈 0 掌屈
	掌屈 flexion (Palmar- flexion)	0~90	〃	〃	〃		
手 wrist	橈屈 radial flexion	0~25	前腕骨(前腕軸の中心)	第3中手骨	手関節		 橈屈 尺屈
	尺屈 ulnar- flexion	0~55	〃	〃	〃		



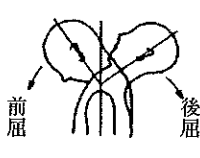
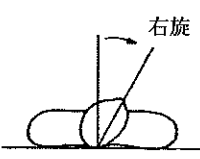

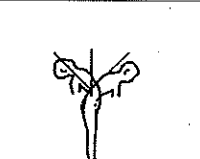
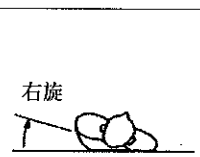
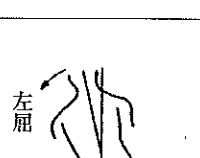
# 手 指 計 測

関節名 (部位名)	運動方向	正常可動範囲	角度計のあて方			注 意	備 考
			基 本 軸	移 動 軸	軸 心		
母 指 thumb *注 4	橈側外転 radial abduction	0~60	示指 (橈骨の延長上)	母指	手根中手関節	運動方向は手掌面上 *注 6	
	尺側内転 ulnar adduction	0	◇	◇	◇		
	掌側外転 palmar abduction	0~90	◇	◇	◇	運動方向は手掌面に 直角	
	掌側内転 palmar adduction	0	◇	◇	◇		
	屈曲 (MP) flexion (MP)	0~60	第 1 中手骨	第 1 基節骨	MP関節		
	伸展 (MP) extension (MP)	0~10	◇	◇	◇		
	屈曲 (IP) flexion (IP)	0~80	第 1 基節骨	第 1 末節骨	IP関節		
	伸展 (IP) extension (IP)	0~10	◇	◇	◇		
	対立 opposition *注 5 *注 7					左図のように母指尖端と小指MP間の距離で表示 この運動は外転、回旋、屈曲の3要素の合成で軸心も一点でないので角度で計測することは困難	
指 fingers *注 4	屈曲 (MP) flexion (MP)	0~90	第 2~5 中手骨	第 2~5 基節骨	MP関節	正確には右のような計測をすべきであるが下図のように距離で表示することもできる	
	伸展 (MP) extension (MP)	0~45	◇	◇	◇		
	屈曲 (PIP) flexion (PIP)	0~100	第 2~5 基節骨	第 2~5 中節骨	PIP関節		
	伸展 (PIP) extension (PIP)	0	◇	◇	◇		
	屈曲 (DIP) flexion (DIP)	0~80	第 2~5 中節骨	第 2~5 末節骨	DIP関節	指先と proximal 又は distal palmar crease 間の距離 (上図)	
	伸展 (DIP) extension (DIP)	0	◇	◇	◇		
	外転 abduction		第 3 指軸	2, 4, 5 指軸	両軸の交点	第 3 指を中心にして手掌面上で指のはなれる運動を外転とし指のあわさる運動を内転とする指先間の距離で表示することもできる *注 8	
	内転 adduction		◇	◇	◇		

## 下 肢 計 測

関節名 (部位名)	運動方向	正常可動範囲	角度計のあて方			注 意	備 考
			基 本 軸	移 動 軸	軸 心		
股 hip *注9	屈曲 flexion	0~90 0~125 (膝屈曲のとき)	体幹と平行に	大腿骨 (大転子と大腿骨外顆の中心)	股関節(大転子)	骨盤を固定する 	
	伸展 extension	0~15	"	"	"		
	外転 abduction	0~45	左右の上前腸骨棘を結ぶ線への垂線	大腿中央線 (大前腸骨棘より膝蓋骨中心)	上前腸骨棘	骨盤を固定 外旋しないようにする。 内転計測のときは反対肢を屈曲拳上して、その下をとおして内転する	
	内転 adduction	0~20	"	"	"		
	外旋 external rotation	0~45	膝90°屈曲位で膝蓋骨より下した垂線	下腿長軸	膝蓋骨	膝関節を屈曲(90°)し股関節回旋の角度が下腿骨の移動角度で計測できる肢位(背臥位で膝から下をベットより出す。又は腹臥位)骨盤の代償を少なくするように	
	内旋 internal rotation	0~45	"	"	"		
膝 knee *注4	屈曲 flexion	0~130	大腿骨 (大転子と大腿骨外顆の中心)	下腿骨 (腓骨小頭より腓骨果)	膝関節	原則として腹臥位で行うが股関節の屈曲拘縮等があり腹臥位がとれないときは背臥位で計測することもある	
	伸展 extension	0	"	"	"		
下腿 lower leg	外旋 external rotation	0~20	膝屈曲90°の位置で足長軸が自然に向く位置	移動した足長軸	踵部	腰かけ坐位(腹臥、背臥位もあり得る)膝を90°屈曲位に垂らし足関節を中間位とし、足長軸の移動軸ではかる。この運動は膝と足関節の複合運動で、膝伸展位では起こらない	
	内旋 internal rotation	0~10	"	"	"		
足 (関節) ankle	背屈 dorsi-flexion	0~20	下腿骨軸への垂線 (足底部)	第5中足骨	足底	腰かけ坐位(腹臥、背臥位もあり得る)膝を屈曲して2関節筋の緊張を除いて計ること	
	底屈 plantal-flexion	0~45	"	"	"		
足部 foot *注10	外がえし eversion	0~20	下腿骨軸への垂線 (足底部)	足底面	特に定めず	同 上	
	内がえし inversion	0~30	"	"	"		
	外転 abduction	0~?	第1第2中足骨の間の足軸	同 左	前足部関節	足底で、足外縁又は内縁で計測することもできる 膝伸展位	
	内転 adduction	0~?	"	"	"		
母指 (趾) great toe	屈曲 (MP)	0~35	第1中足骨	第1基節骨	MP		
	伸展 (MP)	0~60	"	"	"		
	屈曲 (IP)	0~60	第1基節骨	第1末節骨	IP		
	伸展 (IP)	0	"	"	"		
足指 (趾) toes	屈曲 (MP)	0~35	第2~5中足骨	第2~5基節骨	MP		
	伸展 (MP)	0~40	"	"	"		
	屈曲 (PIP)	0~35	第2~5基節骨	第2~5中節骨	PIP		
	伸展 (PIP)	0	"	"	"		
	屈曲 (DIP)	0~50	第2~5中節骨	第2~5末節骨	DIP		
	伸展 (DIP)	0	"	"	"		

## 体 幹 計 測

部位名	運動方向	正常可能範囲	角度計のあて方			注 意	備 考	
			基 本 軸	移 動 軸	軸 心			
頸部 cervical	前屈 (屈曲) flexion	0~60	前額面中央線	耳孔と頭頂との結合線	肩関節中心 (肩峰部)	頭部体幹の側面で行う原則として腰かけ坐位、その他立位、臥位		
	後屈 (伸展) extension	0~50	〃	〃	〃			
	回転 (捻点) rotation	左旋	0~70	背面	鼻梁と後頭結節との結合線	頭頂	測定は頭頂水平面で行う、体位は腰かけ坐位、立位又は背臥位	
		右旋	0~70	〃	〃	〃		
	側屈 lateral bending	左屈	0~50	第7頸椎棘突起と第5腰椎棘突起との結合線	頭頂と第7頸椎棘突起との結合線	第7頸椎棘突起	測定は頭部体幹の前面又は背面で行う、体位は腰かけ坐位、立位、背臥位又は腹臥位	
		右屈	0~50	〃	〃	〃		
胸腰部 thoracic & lumbar	前屈 (屈曲) flexion	0~45	第5腰椎棘突起をとる垂直線側臥位では水平線	第7頸椎と第5腰椎棘突起の結合線	第5腰椎棘突起	測定は体幹側面で行う、体位は腰かけ坐位、立位又は側臥位、軸心は第5腰椎棘突起が判然としない場合はジャコビー線の中央にたてた垂直線との交叉点を用いてもよい		
	後屈 (伸展) extension	0~30	〃	〃	〃			
	回転 (捻転) rotation	左旋	0~40	腰かけの背あて (垂直) の線	両肩甲部の切線	両肩甲部の切線と背あての延長線の交点	測定は腰かけの背あてに腰殿部を固定した位置で行う 体位は腰かけ坐位	
		右旋	0~40	〃	〃	〃		
	側屈 lateral bending	左屈	0~50	ジャコビー線の中点にたてた垂直線	第7頸椎棘突起と第5腰椎棘突起の結合線	第5腰椎棘突起	測定は体幹の背面で行う、体位は腰かけ坐位又は立位	
		右屈	0~50	〃	〃	〃		

注：脊柱に変化があるときは測定は困難なので便宜上起立位で腰部を前屈し上肢を伸展させてその指尖と床面との距離をcmで表現する。  
側屈も同じ起立不能の時は臥位のまま下肢を伸展させた位置で鼻尖母趾先端までの距離をcmで表す。胸腰部の測定には股関節の運動がはいらぬよう注意する。そのためフレキシブルテープで長さを計測するのもよい。

## 顎 関 節 計 測

顎関節 temporomandibular joint	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開口位で上顎の正中線上で上歯と下歯の先端との間の距離をcmで表現する。</li> <li>・左右偏位lateral deviationに関しては上顎の正中線を軸として下歯列の動きを左右ともcmで表現する。</li> <li>・正常値は上下第1切歯対向縁間の距離5.0cm、左右偏位は1.0cmである。</li> </ul>
--------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 関 係 法 令

## (1) 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日 法律第283号）（抄）

### （法の目的）

第1条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### （自立への努力及び機会の確保）

第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

### （国、地方公共団体及び国民の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するように努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

### （身体障害者）

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

### （身体障害者手帳）

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、

当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。) が代わって申請するものとする。

(注) 18歳未満の児童については、児童福祉法の規定によってすべての福祉措置が行われるが、身体障害者手帳のみは、便宜上、身体障害者福祉法により交付されることになっている。

- 2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定にあたっては、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。
- 5 前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害者手帳を譲渡し又は貸与してはならない。
- 7 身体に障害のある15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において、本人が満15歳に達したとき、又は本人が満15歳に達する以前にその保護者が保護者でなくなったときは、身体障害者手帳の交付を受けた保護者は、すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない。
- 8 前項の場合において、本人が満15歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。
- 9 前2項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。
- 10 前各項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (罰 則)

第46条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条第6項の規定に違反した者
- 二 第16条第1項の規定に違反した者

第47条 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(2) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年4月5日政令第78号）（抄）

（医師の指定等）

第3条 都道府県知事が法第15条第1項の規定により医師を指定しようとするときは、その医師の同意を得なければならない。

2 法第15条第1項の指定を受けた医師は、60日の予告期間を受けて、その指定を辞退することができる。

3 法第15条第1項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不相当であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

（身体障害者手帳の申請）

第4条 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、市又は福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地（居住地を有しないときは、現在地。以下同じ。）を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者にあつては当該町村長を経由して行わなければならない。

（障害の認定）

第5条 都道府県知事は、法第15条第1項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生労働大臣に対し、その認定を求めなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを疾病・障害認定審査会に諮問するものとする。

(身体障害者手帳の再交付)

第10条 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失った者から身体障害者手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。

2 前項の申請（身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者からの申請を除く。）については、第4条の規定を準用する。

3 省略

(3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日 厚生省令第15号）（抄）

(身体障害者手帳の申請)

第2条 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 法第15条第1項に規定する医師の診断書
- 二 法第15条第3項に規定する意見書
- 三 身体に障害のある者の写真

2 前項の申請書の様式は、別表第2号のとおりとする。

3 第1項第3号の写真の規格は、別表第3号のとおりとする。

(身体障害者手帳の記載事項及び様式)

第5条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日
- 二 障害名及び障害の級別
- 三 補装具の交付又は修理に関する事項
- 四 身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所

2 身体障害者手帳の様式は、別表第4号のとおりとする。

3 第1項の障害の級別は、別表第5号のとおりとする。

(身体障害者手帳の再交付)

第7条 身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第2条の規定を準用する。

2 前項に規定する者は、令第10条第1項の規定により身体障害者手帳の再交付を受けたときは、先に交付を受けた身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。



## 神戸市身体障害者福祉法施行細則（抄）

（平成15年3月28日規則第72号）

（趣 旨）

第1条 この規則は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（法第15条第1項の指定の告示等）

第3条 市長は、法第15条第1項の指定（以下この条において単に「指定」という。）をしたとき、施行令第3条第2項の規定による指定の辞退があったとき及び施行令第3条第3項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示する。指定の告示に係る事項に変更があったときも、同様とする。

